

沖縄県事務事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 事務事業評価システムについて、客観性及び透明性を確保するとともに、制度の充実を図るため、沖縄県事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議を行い、必要な助言等を行う。

- (1) 事務事業評価システムの改善・充実に関すること。
- (2) 各部局等が行った事務事業評価結果に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、行政評価等に関し優れた識見を有する者のうちから知事が依頼する。
- 3 委員の任期は、2年とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部行政改革推進課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。